

# 人格責任論の準備的研究

—Erik Wolf の見解を中心として—

大 谷 實

## 一、問題の前提

- 二、行為者本質論の分析とその周辺
- 三、情操類落と行為者類型
- 四、ウォルフに対する批判とその発展
- 五、むすび

## 一

一、戦後のわが国における最も大きな刑法学界の課題は、目的行為論と人格責任論に、いかに対決すべきかの点に存したといえるであろう。ところで、目的行為論に対する斯学界の関心は異常に強く、その体系的研究も極めて多数に及び漸くその体裁を整えたのに對して、人格責任論は徐々に支持者を増しつつ、その体系的研究は、未だ貧困であるといえるであろう。<sup>(1)</sup>

おもうに人格責任論は、ナチが隊伍を整えた一九三五・六年頃に誕生し、第二次世界大戦の終結を契機として、ド

イツでは全く消滅してしまつたといえるのであって、その生みの親達も亦、繼子扱いにして無視するに至つてゐる。<sup>(2)</sup>ナチ時代に抬頭した目的行為論が戦後、ウェルツェルの活躍によつて、華々しく復興したことと対比して奇妙なこととしなければならない。これと反対に、日本では、団藤教授の活躍によつて、人格責任論は一躍脚光を浴びることとなつた。<sup>(3)</sup>而してそれは、およそ、三つの視点を基礎的モチーフとして展開されたのである。すなわち第一に、近代学派と古典学派の対立の止揚がそれであり、第二に責任形式としての故意、過失の統一的把握であり、第三は、犯罪論と刑罰論の有機的結合である。<sup>(4)</sup>而して、人格責任論は、ある程度この要請に応え得たのである。

ところで、自由主義刑法の伝統を承継しつつも、今や、刑法と刑事政策は、分離して把握しがたい段階に突入したと見ることができる。それは立法上でもかかる傾向を看取し得ると同時に、理論的にも同様に考えられるべきものである。すなわち、啓蒙期の自由主義刑法学は修正を受けるべきであり、その人権保障的機能は、漸次訴訟理論に移行しつつあると思われる。<sup>(5)</sup>尤も、此のことは、刑法における人権保障的性格を、全く捨象すべきである、というのではない。犯罪論の領域で可能なかぎり刑事政策的配慮を導入すべし、とするのである。資本主義社会は今日においても依然として階級社会を基礎構造とするのであるが、それが漸次、社会福祉国家に脱皮する段階に到達したことも否定しがたいのであるし、日本国憲法の原理も亦、かかる基礎に立脚しているといえるのである。こうした前提に立つときには、人格責任論の果す役割は、極めて重要であるので、それがナチ刑法の所産であつたことを十分意識しつつ、その今日的意義を検討する為に、以下に論者は、人格責任論の源流がいかなる思想的、歴史的背景を有つていたかを吟味してみると、その現代的意義を確かめ得るものと思つてゐる。かような構想のもとに、私は、人格責任論に関する学説のドイツ、日本の流れを網羅的にスケッチするつもりであるが、先ず、その一環としてウォルフの

見解をとりあげ素描する。なお、ウォルフに関してはボッケルマンがスケッチを試みてゐるが、本稿は、それを参照しつつ、全く別な角度から考察するにとした。<sup>(6)</sup>

註① 戦前においては、安平博士「人格主義の刑法理論」を筆頭に、島田博士「刑法の基礎的理論」、不破博士の「刑事責任論」に収録の各論文が主たるものであり、戦後においては田藤教授の「人格責任の理論」（法哲学四季報）所収、井上教授の「刑法学総則」があら。

② Mezger, Strafrecht (Kurz-Lehrbücher) 1958. S. 129 ff. Bockelmann, "Wurde sich ein Konsequentes Täterstrafrecht auf ein neues Strafrechtsgesetzbuch Auswirken." (Strafrechtliche Untersuchungen) S. 5-15.

③ 田藤前掲論文

④ 田藤「責任の理論」（刑事法講座第11巻）1159頁。  
⑤ 井上教授 法律時報三回卷第五号「翻訳」、七回1頁以下参考。  
照。木村博士「刑法の基本概念」1—11五頁参照。

⑥ Bockelmann Studien zum Täterstrafrecht II. S. 84 ff.

11、一九世紀の末葉に確立した犯罪理論、やして、それに依拠して実定化せられた独刑法典は、近代学派の登場により、甚しく動搖を経験した。すなわち、行為主義と応報刑思想を根幹とする伝統的刑法理論は、その当時支配的であつた概念法学的思惟と結合し、更に、自由主義的国家觀に基づく罪刑法定主義の理念を犯罪理論に反映せんとして、主として構成要件論として結実したのであつた。ところで、此の体系によれば、犯罪の最外延として行為概念を前提とし、行為を限定する徵証として構成要件該当性を問題とあるのであるが、この場合、行為と結果は不可分のものとして把握せられ、それが、記述的、没価値的な、換言するならば、裁判官の評価活動を封ずる事実的概念たることが要請せられ、かくして、裁判官の擅断を排除せんとしたわけである。かように人権保障を根幹とした刑法理論が、行為の外形的=客観的側面に重点を置いて体系化を企てたことは、自由主義的刑法觀を標榜する古典的刑法学としては当然のことであった。しかして、概念法学的実証主義の影響のもとに精緻な構成要件論が展開せられたのは、何等、

奇とするに足らないのである。<sup>①</sup>

伝統的刑法理論が時代の要求として生誕したとすれば、近代学派の登場と抬頭も時代の要求である。

十九世紀において、機械文明の進展に伴い産業は急速に発展し、それに相俟つて独占資本主義の段階に突入した。それにもない貧富の差が拡大し、階級社会が確立していくに従い、新しい社会問題が簇出することになった。かくて「一週間として健全な人間の理解力に矛盾しない判決が起らぬことはない」と世人から非難される結果を生来せしめたのである。<sup>②</sup> このようにして、経験的所与たる実定法の構造分析を重視し、法典の無欠缺性を確信することに基点を置き、法律解釈を、法律自体を形式論理によつて操作せんとするに過ぎなかつた概念法学が、鋭く批判せられることになつた。<sup>③</sup> と同時に刑法においても、行為概念の確定と構成要件論を軸とし、可罰性の限界づけとして犯罪論を構築せんとする立場に対し批判の眼が向けられるに至つた。<sup>④</sup>

かような背景をもちつつ、十九世紀の末期より二十世紀初葉にかけて世界の法学界を席巻したのは自由法運動である。制定法以外に自由な科学的探求によつて発見される法の存在を強調するこの立場は、刑法的開花としてリストによって強力に推進されたのである。

リストは、古典的体系に一応依拠しながら、刑法学の根本理念は、行為主義に基づく可罰性に存するのではなく、罰せられるべきは何者かという当罰性の問題として把握すべきことを前提に「自由主義的法治国家から社会的福祉国家へ」の標語のもとに犯罪論の再構成を企図したのである。<sup>⑤</sup>

それでも十九世紀後半の学問的方向の転換は、甚だ顕著なものがあつた。ドイツ觀念論哲学は崩壊し、形而上学的思考は姿を消し、経験科学的考察のみが、眞に科学の名称に値する方法として用いられたのである。かくて、実

証的所与の因果論的解明が、社会科学、とりわけ刑法学において支配的となつたのであるが、それは恰も決定論的人間観として、自由意思を否定し、刑罰の応報的性格の排除を目指し、刑法学の新しい体系化に向つたのであつた。もつとも、此の場合、リストは、自由主義刑法学に好意を寄せていたところから、決して従来の体系を無視したのでなく、三分説の体系に依拠しつつ、専ら責任論において、彼の刑事政策的成果を導入せんとしたに過ぎなかつた。（もとより部分的には未遂犯、不能犯、共犯等において、独自の見解は表明せられてはいた。）

しかしながら、ロンブローネによつて提唱せられた人間観の自然主義、実証主義が、性格の危険性を軸とするリストの犯罪論に結実すると同時に、他方では、その影響が、判決、刑法改正運動に急速に波及した。一八七八年には社会主義者鎮圧法が制定せられ(*Sozialistengesetz*)、一八八〇年には、不能犯に關し性格の危険性を導入した主觀説がライヒス・ゲリヒト全裁判官の一致で採用されたり、その他若干の法が制定された。<sup>(7)</sup>

一方、刑法改正運動の動向においても顯著なものが見られる。すなわち、ドイツ一九〇九年草案第八一条は、量刑上考慮すべき事項として「行為に現われた犯罪的情操」を掲げ、更にオーストリア刑法一九一二年草案第四三条は「刑は行為者の責任と危険性とにより量定しなければならない」となした。以下、ドイツ一九二五年・一九二七年草案においても同様な立場が認められるのである。<sup>(8)</sup>

かように、自然主義的人間観に基づく近代学派の「性格の危険性」と「目的刑」の原理が刑法の各方面に浸透するに及んで、伝統的立場の刑法学者も、それとの対決を余儀なくせられたのであり、例えば、ビルクマイヤーは、責任観念の深化を企図することによつて、当罰性の原理を導入した。<sup>(9)</sup>かくして、伝統的責任概念と近代学派の「性格の危険性」の調和の問題が詳細に検討せられこととなつたが、犯罪行為は、行為者の性格の危険性の徵表であり、従つて、責

任の内容を、かような性格の危険性の故に、刑罰を賦科される地位として把握する立場を、道義的責任概念の裡に包摶する」とは、結局失敗せざるを得なかつたのである。<sup>(11)</sup> しかしながら、刑罰の目的を重視し、犯罪をただに法的禁止事項として把握する立場を離れ、犯罪の実質的内容を究明せんとする努力は、当時において焦眉の要求であつたのである。

このような事情下において、古典的刑法学に属する学者は、犯罪成立要件を究明する犯罪論の領域では、従前の体系に依拠し、刑罰量定論において、近代学派の観念を導入せんとした。M・Eマイヤーの体系がまさにこれに属する代表的なものといふことができるであろう。<sup>(12)</sup> 一方、近代学派の系譜に属しつゝ、犯罪概念の裡に規範的な要素を導入せんとした傾向が現れた。グリュンハイム、E・シュミットが此れに属すると言えよう。<sup>(13)</sup> ふつて、此れ等の諸学者は、総じて、一面では、概念法学的法実証主義に対決する態度を示しつゝ、他面では、当時支配的であつた実証科学的方法論に激しく対峙する姿勢をとつたのである。そしてそれこそ、新カント学派の心體とするところであつたのである。こりやとりあけるウォルフは、新カント学派のイデオローグ達の中で特に、独自の二重概念構成の方法論を携えて、新しい刑法学の樹立に前進した点、特筆に値するといえるであろう。<sup>(14)</sup>

かくて、われわれは、ウォルフの体系を検討する段階に到達した。

① 内藤助教授「目的的行為理論の法思想史的考察」（刑法雑法九券一号）九頁参照。

② Haeckel, Die Welträtsel, Taschenausgabe, S. 4.

③ 木村龜一教授「自由法運動（法律学辞典）」111頁参照。

④ Liszt, Der Zweckgedanke in Strafrecht. Marburger Universitätprogramm, 1882.

⑤ a. a. O, S. 163 f. ⑥ Vgl. Vom Wesen des Täters S. 8. ⑦ Liszt Strafrecht Aufl. 9, S. 162 ff.

⑧ Bockelmann Studien II, S. 69 ff.

⑨ 佐伯博士「罪責とおたる類型と認定の問題」田中良輔著参考。

⑩ Birkmeyer, Schuld und Gefährlichkeit, in ihrer Bedeutung für die Strafbemessung, 1914.

⑪ 佐伯博士「前掲書」五〇頁參照。⑫ M. E. Mayer, Der allgemeine Teil deutscher Strafrecht, 1923, S. 419, 423ff.

⑬ Gefährlichkeit als Schultelement 1926, S. 90 ff. E. Schmidt, Lehrbuch des deutschen Strafrechts 25. Aufl. 1927, S. 211 ff.

⑭ Erik Wolf Strafrechtliche Schuldlehre I, 1928 は、その方法論を開闢し、更に彼の基礎的提唱は、Vom Wesen des Täters 1932 は、構成要件論の新展開のたる Typus des Tatbestandmässigkeits 1931 が顕著である。

III やがて、カントの情操頗落 (Gesinnungsverfall) 謂ひや、「行為者責任」 (Täterschuld) 乃至「人格責任」 (Persönlichkeitschuld) 謂の萌芽として、われわれの前面の分析対象になる點であるが、その検討を始める前に、彼の學問的原理構造について若干分析しておこ必要がある。

やがて指摘するまでもなく、カントは、新カント学派刑法学の主流と考えられてゐるのであるが、彼を行為者刑法に導いた思想的要因は、更に複雑なものを内包してゐた見ることができる。だが此の問題は後述に委ねるとして、先ず、新カント学派に属する学者として彼は、いかなる立場を主張したのか。

カント哲学は、一面では、実証主義的、機械論的、唯物論的世界像に対する批判の立場をとるのみならず、他面では「反自然科学的な形而上学的目的論的な世界把握」に対する反発として生じたと考えられるが、要するに、実証主義が尊重せられ、実証科学が時代の偶像となつたことに對する激しい反動として生じたことは疑ひ難いところである。<sup>①</sup> こうして、新カント学派は、形而上学的世界觀を背景に置きながら、しかも事物の認識方法に関しては、実証主義の

成果を採り入れ、理性の法則性から出発し、経験的所与を先驗的法則性に還元して、価値に關係せしめて、構成主義的に把握することのみが、確乎とした知識の体系化に導くというのである。<sup>(2)</sup> ウォルフは、かかる思想をその原理として、先ず、「一九世紀は、政治的には自由主義が、宗教的には自然主義が、科学的には実証主義が横行した」となし、実証科学万能主義は十九世紀特有のものであり、従つて、二十世紀においては、実証主義が規範主義（Normismus）にとって代わられるべきだと主張する。<sup>(3)</sup>かかる前提是、概念構成の前面において必ずしも、価値（目的）が関係すべきである、とする結論につながる。かくて彼は、二重の価値關係的概念構成を提唱する。これはやがて、彼の情操頽落論を検討する際に重要な意味を持つ筈である。

彼によれば、われわれの認識対象たる現実を素材として刑法学の概念を導くためには、先ず刑法的価値たる国家の理念との関係づけによつてなさねばならない。これは恰も、世界《Welt》そのもの即ち、「自然的条件から生來して来たものであり、且つ価値に關係した」文化世界《Welt der Kultur》から刑法の素材を区分する作用をなす。かくして刑法という領域をつくりだすのである。刑法的素材が決定せられて初めて体系化が可能になる。此の体系化も価値と關係することによつて可能なのであるが、その場合の価値とは科学の真理的価値を意味する、というのである。<sup>(4)</sup>此の二重の概念構成論は必らずしも明白ではないのであるが、私の理解するところによれば、第一次的加工においては国家的理念たる価値を強調し、第二次的加工においては、実証科学の導入を企図したものと言えるであろう。ともかく彼は、目的論的・価値關係的概念構成を主張し、実証主義、とりわけリストの行為者刑法に鋭く対決する立場をとつたのである。<sup>(5)</sup>

しかしながら、リストが提唱した「実際、正当、且つ合理的刑罰賦科のためには、顧慮されるべきは行為者である」「

じかるテーゼは、ウォルフにとって、珠玉の名言であつたのであり、彼はそれをば新しい刑法学の樹立のための鉄則たらんとしたことは、彼の告白するところである。<sup>(7)</sup> かくして彼の刑法理論も人間的存在自体 »Menschliche-so-Sein« を刑法学の基礎概念に置く行為者刑法学であった。

さて、こうした学問的原理構造に立脚して彼は、真に国家の刑罰賦科に相当する犯罪人、行為者の本質はいかに構成されるべきか、を正面からとりあげたのであるが、そこでは、法的文化の主体たる法的人格者の究明において、リッケルトの文化哲学の影響を受け<sup>(8)</sup>、更に、事物の本質把握においては、現象学の方法を援用することによって、複雑な体系を樹立したのである。<sup>(9)</sup> かくして、このように収斂し得るウォルフの思想的要因が交錯して、情操頽落の観念が展開せられるのであるが、以下われわれは、此の部分を分析して、それが人格責任論の成立にどうじかなる意義をもつてゐたか、そして、いかなる発展の可能性を含んでゐるかを吟味してみることにしよう。

- ① 加藤新平教授「新カント学派」（法哲学講座）第五巻、五三頁以下参照。
- ② Rickert, Gegenstand der Erkenntnis, 6 Aufl. S. 374, 401 ff.
- ③ Wolf, Vom Wesen des Täters, S. 8.
- ④ Wolf, Strafrechtliche Schuldlehre, S. 93.
- ⑤ Wolf, Vom Wesen des Täters, S. 12, 14.
- ⑥ Wolf, a. a. O. S. 8.
- ⑦ Rickert a. a. O. S. 374 ff.
- ⑧ Husserl Recht und Welt, 1929, S. 137.

## 一一

ウォルフの情操類落論は、「行為者の本質」といふ」》Vom Wesen des Täters, 1932<sup>①</sup> に於いて、主として展開せられてゐるが、それは更に犯罪論の構築を目指して「構成要件説的性の類型」 Typen der Tatbestandsmäßigkeit, 1931<sup>②</sup> に迄発展し、構成要件論の新構成に到達してゐる。以下に考察するのば、主として、此の二著によるものである。

さて、ウォルフの「情操類落論」は、リストの行為者刑法に対する、秘かな敬意と、激しい敵意を折り交ぜて展開せられてゐるのであるが、われわれは先ず、彼の人間觀から考察して行くこととしよう。

リストは、すでに再三述べたように、素質と環境によって制約せられたところの精神的一身体的特性が科刑の対象となる、としたのであるが、ウォルフは、それをば自然的人間觀に立脚するのだと決めつけ、そもそも、自然的生活存在《natürliche Lebendig-Sein》は、現実の人間生活からは縁遠いものであつて、その故に、自然科学的意義を有つ自然的行為者存在は、考え得る余地がない、と論難する。しかし、だからといって人間を理性的存在《Nurgeist》として考えることは妥当でなく、それは單なる観念論である、とする。いついた見解は、何もウォルフの提唱を俟つまでもなく、すでに主張せられたのではあるが、彼がそれを法的文化の実体を明らかにするのとし、従来の相対立する立場を弁証法的に統一せんとしたところに重要な意義があるといふを認めなければならぬ。彼によれば、人間的存在は観念的存在ではなく、社会における存在である《das Mensch-Sein ist kein Sein in der Idee, sondern ein In-der-Welt-Sein》。人間が此處にこなす社会《Welt》（世界）からなる社会と認した方が真意に合致すると言ふ

う)は、「自然的条件から尊き出されたと同時に価値に關係した世界」換言するならば、文化世界を意味するのである。人間は、かくして、かかる文化の生活領域《Lebensraum der Kultur》<sup>(3)</sup>に存在してゐるのであるし、その意味において行為者も亦、刑法的文化の領域に存在してゐるのである。

さて、法的世界もまた文化の一領域であることは当然のことである。而して「ある人間は、法の構成員《Rechtsgenosse》<sup>(4)</sup>として、かかる法的文化領域に生存してゐるのである。かくて法に服従するに因りて、彼は、法的人格者に迄高められる。すなわち公法、私法は、彼等に法的許容の領域《rechtliche Dürfensraum》を与え、法的主体たる地位を付与するのであるが、その場合、法規範を遵守し、法的文化領域を積極的に形成する力への参加を通してのみ、彼は、法的な可能域《rechtliche Könnensphäre》を保持し、法的人格者たり得ると主張する。<sup>(4)</sup>かようじ、ウォルフは先ず、法的人格をその実質から解明し、単に法的主体たる地位からでなく、法的文化の形成主体として観念し、そこから、行為者の本質を導かんとしている。すなわち彼によれば、法的人格の実質は、右の如き意味において、單に外部的に法に違反しないことではない。法的人格にとって決定的なことは、人間の内的傾向でなければならない。けだし、此れのみが法的文化への形成力の参加を可能ならしめるからである。<sup>(5)</sup>ところで法的人格が実質性を具備するものとすれば、その実体は何か。彼が内的傾向《Innere Haltung》と称してゐるのはいかなるものか。ウォルフによれば、人間は、多様な意思活動をなすのであるが、それは一定の統一性を有するのであり、換言すれば、意思における連續性《Dauernde im Wollen》が認められる。此れこそまさに情操《Gesinnung》と呼称されてゐるものである。かかる情操が法に適合し、法を遵守する性質を有する時に、初めて法的人格者としての適性をもつとまれる。<sup>(6)</sup>

さて、彼は、自然的条件と理念とを弁証法的に統一した形で、人間をば価値創造の担い手として先驗的に把え、同時に法的人格を法的情操として構成したのであるが、では、そこから科刑の対象たる行為者の本質は、いかに導かれるであろうか。すでに述べたごとく、法的人格の実体は人間の内的傾向である。だから、かかる内的傾向たる情操が法に背反する場合に、彼は法的人格者たる地位から脱落することになる。かくて彼は曰く。「彼の法的情操が突発的或いは継続的、又は部分的全体的な頽落の傾向を示現する者」が行為者であり、彼は「法的人格者たるべき一切の態度に乖離し墮落に墮落を重ね、やがて頽落《verfallen》し最早法的存在たり得ない」換言すれば、情操頽落者となるのである。<sup>⑦</sup>かくて行為者の本質が明らかになつた。

しかし、ここに深刻な疑問が生ずる。確かにウォルフは、実証科学的因果論的な行為者概念を克服し、規範的行為者概念を法的人格の理論から構成することに或る程度成功したといえようが、しかし、彼の基礎觀念は、決して実証科学によつて明確にされた真理を否定するのではなかつた筈である。<sup>⑧</sup>だとすると、生来的犯罪人と称せられる者、精神病者、或いは規範の弁別能力を欠く刑事未成年者の犯人について、情操が頽落したとすることができないのではないか、そうとすれば彼等はいかなる地位にあるのか。

彼によれば、人間は、素質・環境・教育等によつて人格を異にするとはいえ、精神に異常が認められない限り、一定の年令に達するならば、意思活動を規制し統一する情操を形成することが可能なので、精神病者、刑事未成年者について、彼等の情操頽落を可罰対象に置くことはできないが、その他のものは、一括して考察すべきである、となすのである。<sup>⑨</sup>此の点、後にメンガーの行状責任論が全く対立するのであるが、後述に譲ることにする。

さて、ウォルフは、法秩序の期待に反して、合法的情操を有せず、法的人格者たるべき一切の態度に乖離し、やが

て頽落し、法的存在たり得ない者を情操頽落者として観念し、それをもって、行為者として刑罰賦科の対象とされる者の本質であるとしたのであるが、では、かような問題の提起は、いかなる意義を有するのであろうか。

思うに、伝統的刑法学における責任の根拠、乃至、近代学派の性格の危険性を科刑の対象とする根拠は、ある程度明確性を具備してゐるものといえる。すなわち前者は、行為主義と応報刑を軸とするから、行為の命令、禁止を内容とする規範に対する違反という形において容易に構成し得るのであるし、後者については、決定論的な性格の危険性が軸となるから、それに向けて保安処分としての性格を持つと解される刑罰を賦科することは、理論的に何等矛盾を生ずるものではない、といえるであろう。しかしながら、行為者的人格（情操）を刑罰的評価の対象とせざるを得ない人格責任論の理論的根拠は、甚だ不明瞭であり、薄弱であるといわなければならぬ。<sup>(10)</sup>かかる問題に対して、ウォルフは、法的共同体における法的文化の形成主体としての法的個人格を観念し、法的生活の実質的先驗性《Materialen Aprioritäten des Rechtsleben》の側から、行為者の法的概念を明確にした点、その当否は兎も角として、重要な意義を有するものと評し得るのである。<sup>(11)</sup>かくして、心理学的・社会学的類型として把握せられた行為者の概念は、法的個人格の本質から先驗的に観念せられる頽落可能性《Verfallsmöglichkeiten》として刑法的概念に迄高められ、新しい行為者刑法のページがウォルフによつて開かれたのである。<sup>(12)</sup>

しかしながら、かような情操頽落論は、もともとフッサールによつて提唱されてゐたことを看却してはならぬのである。<sup>(13)</sup>ここにわれわれは、ウォルフの学説における現象学の影響を発見し得るのである。そこで、若干、フッサールの所論を分析し、ウォルフの学説との異同を明らかにしておくことにしよう。

フッサールも亦、人間存在が「社会における存在」《In-der-Welt-sein》であるひと、而して、それは人間存在の本

質に属するものであることを、その出発点とする。<sup>(14)</sup> ることは、世界が自然的諸条件から由来し価値に関連した文化世界であるとの承認に結びつく。<sup>(15)</sup> ところで法は、かかる世界が必然的に具備せざるを得ない裝備《Ausstattung》であることは、われわれの経験的知識から容易に承認できる。<sup>(16)</sup> 一方、法は、「意思作用」《Willenswerk》であり「意思的に作用する或るもの」《ein willentlich gewirktes Etwas》<sup>(17)</sup> であり、共同体の意思である。更に、共同体の構成員に対して、法に適合する「人格形成」《Personeneinsatz》<sup>(18)</sup> を要求する意思としても觀念せられる。逆に、法自身は、その存立基盤を共同体構成員の意思情操に置いてくる。従つて、共同体は、構成員の合法的情操に立脚してくるといわなければならぬ。こうしてフッサールは、情操頽落の觀念を用いる。すなわち第一に、共同体は構成員の永続的意思情操に立脚してくるが故に、法を無視し侮辱することは、かかる合法的情操に反し、自己の情操を頽落に導き、共同体の存立を危殆に曝すが故に犯罪人として処罰せられる、というのである。かかる前提からは、当然、「法の認識」<sup>(19)</sup> があり、それを侮辱した態度に出るもののみが、犯罪人として処罰せられる、という結論になるわけである。

さて、このように展開せられるフッサールの見解は、ボッケルマンも指摘してくるように、<sup>(20)</sup> ウォルフの見解と非常に異なる、といえよう。而して、ウォルフも亦、彼の所説がフッサールに負うて居るのではない、と強調するのである。<sup>(21)</sup> すなわち、その最たるものは、フッサールが行為者人格の頽落をもつて、情操頽落の本質と解してしまった点である。フッサールによれば、「法を容認する意思情操の頽落」《Verfall der rechtbejahenden Willensgesinnung》は、「法の頽落」を意味し、従つて、犯罪は法の頽落現象として認識せられて居るからである。言いかえれば、フッサールにおいては、個人の裡に法自体が、永続的に生き且つ活動して居るのであって、犯罪現象は、かかる法の頽落現象として把握すべきである、ということである。<sup>(22)</sup> そうすれば、最早、フッサールの見解は、行為者刑法への發展の可能性が

全く存しないのであって、ウォルフの見解とは相容れないものであり、やがて、キール学派によつて受け継がれ、意思刑法に到達したのは、むしろ必然であるといえよう。<sup>(22)</sup>

だが、その故にフッサールの情操頽落の観念を無意味なものとして唾棄するのは、正当でない。けだし、法的文化の形成主体としての法的人格の觀念から、人格に対する科刑の根拠を導くべきか、或は、フッサールの觀念を借用して法的共同体における法規範の存立根拠が構成員の合法的情操に依存していることから、右の根拠を明らかにすべきかの問題に逢着するからである。かつて井上教授が人格責任論の法理学的根拠を説明するに当つてフッサールの見解を借用したことは、此の意味において注目に値いするといえよう。<sup>(23)</sup>

さて、ウォルフは、右の如きフッサールの情操頽落の觀念を借用しつゝ、別異な概念を構成したのであるが、しかしボッケルマンの意見にも拘らず、わたくしは、ウォルフにおけるフッサールの現象学的影響を肯定すべきであると思う。すなわちフッサールは、事物の本質直觀を媒介として「存在」の問題をとりあげ、存在の意味の解釈を重点に解明せんとしたのであるが、こうした方法は、ウォルフが行為者本質論の解明において、刑罰賦科の対象たる行為者の存在を端的に構成せんとしたところに、明確に現れているということができよう。

さて、右にわれわれは、ウォルフの見解を主題にしつゝ、フッサールの情操頽落の觀念にまで及んだのであるが、すでに述べる迄もなく、彼等は、決して行為者責任、乃至人格責任の觀念を予定しているのではなかつた。ところで、ここにわれわれが人格責任として把握するところのものは、甚だ多義的であるので、一応ボッケルマンに従つて、その概念をば「犯罪行為を、個別的、孤立的事象として把握せず、それを行為者的人格を包含した全体として評価し、かくして行為者的人間的存在自体を責任非難の対象とする」と定義することによつて、その限界を設けることにしよう。

では、ウォルフの情操類落論は、いかなる意味において人格責任論に関係するのか。

彼の理論は、決定論的な行為者の特性の究明ではなく、法規範に対する行為者の態度（情操）を明らかにし、かかる情操の形成に著目し、それをば類落として把握するかのように責任非難の可能性を暗示してくるからに外ならぬ。此れば、次稿で検討する予定であるメッガーの性格論的責任觀にも承継されてゐる所と注目した<sup>(3)</sup>。

しかし、刑法は行為類型を原則として規定する。近代学派は、此の間の事情を、行為を性格の危険性の徵表として見出しながら解決した。ウォルフは、右の情操類落の觀念を發展せり、行為類型と行為者類型の問題を検討する。さて、其の部分を分析せんとする。

① 因みに、犯罪者と懲らしめの型の彼の論文を載った博士論文である。

Krisis und Neubau der Strafrechtsreform, 1933. (Recht und Staat H. 103). S. 41.

Tattypus und Tätertypus Z. A. K. 1936, S. 362.

Richtiges Recht in nationalsozialistischen Staat (Freiburger Universitätsreden Heft, 13. Freiburg i. B. 1934)

Das Künftige Strafssystem und die Zusammensetzung, ZSTW, 54, 544 ff.

② Erik Wolf, Vom Wesen des Taters, S. 8, 9, 14.

③ Erik Wolf, a. a. O. S. 15. ④ Erik Wolf, a. a. O. S. 16, 17.

⑤ Erik Wolf, a. a. O. S. 18. ⑥ Erik Wolf, a. a. O. S. 19, 20.

⑦ Erik Wolf, a. a. O. S. 26-27. ⑧ Erik Wolf, a. a. O. S. 17.

⑨ Erik Wolf, a. a. S. 27 f.

⑩ 井上教授「刑事責任論」(法哲学叢書) 国立印刷局参照。

⑪ 此れがや人格責任論と云ふべきだ。人格概念が明確でなく、何いぢは該論述学的方底で概念構成がなされた。木村亀11塾  
十一法哲叢書第一号、110頁引て参照。

⑫ Bockelmann, a. a. O. S. 93.

- (13) Husserl, Rechtskraft und Rechtsgeltung, 1925. Recht und Welt, 1929.  
 (14) Husserl, Recht und Welt, S. 111.  
 (15) Husserl, Rechtskraft und Rechtsgeltung, S. 6.  
 (16) Husserl, Recht und Welt, S. 112.  
 (17) Husserl, a. a. O. S. 112.  
 (18) Husserl, a. a. O. S. 123-124.  
 (19) Bockelmann, a. a. O. S. 96.  
 (20) Wolf, Der Sachbegriß im Strafrecht. (Reichsgerichts festgabe Bd. V. S. 44 ff.)  
 (21) Husserl, a. a. O. S. 142.  
 (22) 井上前掲論文参照。  
 (23) Bockelmann Strachtfrem, S. 3.

## 111

カル・ウタルフの情操類落論は、犯罪論の新構成にまで発展して行くのであるが、彼は先ず、情操類落には段階が設け得るゝを論じ、やがてそれを大要三つの類型的段階に分けて説明してくれる。

- (1) 反社会性・反公共性の行為者類型  
規範を認識しつつ本能に溺れる者、社会的に無関心な態度、社会否定的個人主義的態度をとる者
- (2) 共同体背反性の類型  
個人的マイズムによる冷酷な非社会性を有する者
- (3) 共同体敵対性の行為者類型  
熱烈に共同体に敵対する態度をとる者例えば確信犯人のむき者

右の三つの基本的類型は、必ずしも、社会学的、心理学的類型を排除したものであり法的人格の本質から先驗的に

観念せられる類落可能性を基軸とすることは言うまでもない。<sup>(2)</sup>

ところで、刑法各則は、かような「法的生活の実質上、先驗的事実の領域」から演繹せられる行為者の実質を規定せず、単に、行為の類型を明示するに過ぎない。<sup>(3)</sup>従つて、刑法各則に定められた特別構成要件を媒介としてのみ、右の行為者類型に適合するか否かが決定されねばならない。かくて彼は主張する。<sup>(4)</sup>

もとより行為者類型に該当するか否かの判断は、特別構成要件の没価値的記述的判断から出発すべきである。<sup>(5)</sup>即ち、抽象的行為者を基準に判断せざるを得ない。このように行為者類型は、行為類型を出発点とするのであるが、行為類型から行為者類型への移行は、もっぱら裁判官の評価活動に委ねられるのであり、且つそれは、裁判官固有の評価義務である。かくして行為者類型性は、構成要件の規範的要素である、ということに帰著する。<sup>(6)</sup>このような立論は、構成要件の把握の仕方において、第一次的には、記述的、没価値的に理解すべきであるという点で、また、構成要件を行為類型と解する点で、ベーリングの構成要件論を想起せしめるのであるが、<sup>(7)</sup>そうした行為の構成要件該当性を媒介として行為者類型性の判断を導き、構成要件の客観的記述的要素と、主観的価値的要素の結合を企図したのであつたから、それは彼のオリジナルな見解であつたと評し得るのである。<sup>(8)</sup>こうしてウォルフは、單なる抽象的行為者概念を克服し、具体的に刑法各則の特別構成要件の実現者として把握し、此れによつて体系的科学的行為者概念の構成が可能であると自負する。従つて構成要件に類型化せられた行為は、犯罪の要素であると同時に行為者類型性の要素ともなるわけであるから、行為刑法を基礎観念に置く現行法にも矛盾せず、犯罪論の構成に當つて、刑法各則の特別構成要件から出発すべしとする伝統的テーマにも矛盾するところがないというのである。<sup>(9)</sup>

ところで、刑罰賦科の究極的対象たる情操類落を構成要件の規範的要素として觀念する思想は、當時有力になつて

きた規範的構成要件要素の理論の拡張的發展として觀念し得るので、ここで、その間の事情を概観しておくことにしよう。

新カント学派の進出により、それまでの構成要件論、すなわち、構成要件は価値からはなれた記述的なものであるという見解は否定せられ、価値にみちた違法類型として把握せられた。こうして從來の記述的形式的要素は、規範的・實質的要素へ転化する傾向にあつた。<sup>(10)</sup> メッガーの構成要件論は、かかる傾向の代表的なものであるが、しかば、ウォルフの行為者類型論は、果してメッガーのそれにその場を發見し得るのであろうか。メッガーは、從來の三分説的見解に立脚しながら、違法と責任の本質的意味を明らかにすることから出発し、そこから主觀的違法要素の存在を明らかにし、而して違法類型としての構成要件に規範的要素が存在することを明らかにしたのである。<sup>(11)</sup> これを要するに、彼は、行為主義を根幹とし、違法性の裡にも例外的に主觀的違法要素が存在することを認めたに過ぎなかつた。こう見えてくると、ウォルフの理論は、メッガーのそれとは、全く無関係であるといえよう。

さて、ウォルフにおける行為類型と行為者類型との関連は、或る程度明確なのであるが、では、行為者類型の本質たる情操頽落は、犯罪理論上、如何なる性格を有するのであろうか。

ウォルフは、刑罰賦科の究極的目標として、行為者の本質を端的に把握せんとしたことから、違法性、責任性の問題としてそれを把握せず、むしろ両者を綜合した形において、情操頽落の觀念を用いたのである。<sup>(12)</sup> だから、その点に関して違法と責任の概念上の混乱があると非難されたことは理由のあることであつた。<sup>(13)</sup> しかし、ウォルフの体系からは、かような人的違法の考えに落ち着くことは何等矛盾を生ずるものではないとも言えよう。すなわち、ウォルフにおいては、從來の違法性、責任性が包摂せられた形において情操頽落の觀念が使用せられ、その類型化として、行為

者類型が当然であるわけでありて、その意味では、構成要件が違法類型であらむと同時に責任類型であらむとするガラスの見解にも通ずるものがあらむえふべ。 (Tatstrafe und Täterstrafe, zstw Band 60. S. 374 ff.)

ところにウォルフは、情操類落者をば継続的情操の主体《Träger einer dauernden Gesinnung》として把握し、それは、犯罪心理学上の、或いは刑事学上の性格を帶びるのではなくむしも強調するのである<sup>(4)</sup>が、もしそれはされば、以下のような疑問が当然向けられる筈である。すなわち、確かに、常習犯・慣習犯人の如き状態犯人《Zustand-verbrecher》については、継続的な情操類落者として容認し得るが、例えば偶発犯罪人に對して右の觀念が用ひ得るか、更に、突發的なものもウォルフは不法情操類型に属するものとするが、それ等の判断は、抽象的行為者たる行為構成要件実現の主体から如何に導かんとするのであらうか。

ウォルフは、此の疑問に対しても、偶発犯罪人と雖も、或る種の情操構造、少なくとも意味矛盾の情操構造《der Gesinnungsstruktur der Willensinkonsequenz》に由来してゐるが故に、何等矛盾を生ずるはなししかね、更に、突發的情操類落も亦、情操類落なる点において、継続的なそれと全く異なるところがなし、と弁明するのである。だが、そうだとすると、折角の情操類落の觀念は、全く無意味に帰するとするボッケルマンの批判は正当である、といわなければならぬ<sup>(5)</sup>。何故なら、行為類型たる構成要件的事実の惹起主体は、当該構成要件の実現主体たるの故に情操類落者として評価せられてしまふことになり、抽象的行為者(特別構成要件実現の主体)と具体的行為者(情操類落者)の連結は、全く困難になつてしまふからである。だから彼が、リストに対しても厳しく対峙し、社会科学も、自然科学的心理学も、行為者概念の設定に寄与するものではないとし、「行為者とは、刑法理論の倫理的、政治的基盤に基く概念である」としたところで、「行為者(抽象的)として現れるものが行為者類型に所属する」としたのでは、

いかなる意義をも認めがたいといえよう。かくて彼の理論は実践的意義が乏しいとする批判が生ずることになるのである。<sup>(18)</sup>

そうして、更に、こうした理論構成が、ナチ政権下における刑法学に極めて迎合しやすい傾向を有していた事實を見逃すことはできない。すなわち、第一次的に行爲構成要件を前提とし、それを媒介として裁判官の評価活動を大巾に承認し、その結果間接的に罪刑法定主義を脆弱化する可能性を含んでいたからである。されば、かかる企図において、ナチ政権の確立に相俟つて民族国家主義にもとづく犯罪論の論著を公けにしたのであつた。<sup>(19)</sup> けれども、こうした理論的傾向の故に、彼の理論の重要なモメンツを看却してはならないであろう。

すでに指摘したごとく、ウォルフは、刑法理論上、責任性の観念を抹殺し、それをば人的違法の観念に包摂したのであるが、その場合、最も問題となるのは、刑法典に規定せられている責任能力の問題を如何に概念規定するかということである。近代学派は刑罰適応能力として把捉したが、情操頽落の観念を用い、贖罪刑の思想に基点を置くウォルフの立場からは、別な概念が構成されねばならない。

ウォルフによれば、情操頽落が行爲者の本質となるわけであるが、此の場合、素質的要素乃至は、素質とは云えないが、環境とか教育等の宿命的、決定論的因素が強く作用して生來した場合に情操頽落が認められるか。少なくとも頽落という以上、不法情操の形成過程において積極的消極的な主体的活動が認められるべきではないかというミッテルマイヤーやメッツガーの見解が問題となる。<sup>(20)</sup> 此れに対してもウォルフは、行爲者が通常の人間であるかぎり合法的情操の形成が期待し得るのであるが、彼の情操頽落が生物学的諸条件に由来し、本能に支配される人格的特性を有する場合は、合法的情操の形成が期待し得ないが故に、行爲者類型に相当しないものと解し、その限界を劃するものこそ、

あると責任能力《Zurechnungsfähigkeit》であるといわれ。従つて、精神病者、その他の責任無能力者は、行為者類型性を欠くところから處罰せられ、かかる見解は、やがてボッケルマンによって採用せられ、「他者存在の可能性の擬制」《die Fiktion der Möglichkeit eines Anders-Seins》として結実するのであるが、此の部分は、頭初のメシガーベの性格論的責任觀に影響<sup>③</sup>して、人格責任論に重要な貢献を齎したものである。

さて、此の場面でとりあげるゝを、第二の重要な部分は、情操類落と犯罪行為との関係についてのウォルフの見解である。

既にウォルフは、自由主義的刑法觀に対して非妥協の態度をとつたのであり、罪刑法定主義を尊重する思想は、彼の好まないところであった。その意味で刑法学における犯罪行為の意義は、積極的に承認されてくるのではなかつた。しかし、行為刑法と行為者刑法という命題におけるアントニテーゼの主張を目標し行為類型と行為者類型の区別によって新な体系を目指したウォルフの理論は、先ず、行為者刑法を基軸としながら、犯罪行為をいかに位置づけるかの問題を提起した意味で犯罪徵表説に対決したものと評し得る。やういふ、情操類落と犯罪行為との必然的関連をめぐる思考は放置されたままであったが、それは、やがて、犯罪行為が人格形成上の現実的意義を有するひとと承認する、メシガーベ・ボッケルマンの理論によつて完成されるひととなるのである。

以上、わたくしは、ウォルフの情操類落論を要約し、批判を折り込みながら紹介してみたのであるが、章を改めて彼の理論の諸問題を検討する所とした。

① Wolf, a. a. O. S. 29. ② Wolf, a. a. O. S. 30.  
 ③ Wolf, a. a. O. S. 38. ④ Wolf, a. a. O. S. 38.

- (5) Wolf, a. a. O. S. 36.
- (6) Wolf, a. a. O. S. 38. Typen der Tatbestandmasigkeit, 1931, S. 4.
- (7) 佐伯博士「ターネムハタハル世論」(法的論叢) 111頁參照。
- (8) 右回、佐伯博士は細々のものゝ幅へ詳恒シテス。
- (9) E. Wolf, a. a. O. S. 38.
- (10) 佐藤前掲書、丸真ゴト参照。
- (11) Mezger Lehrbuch, S. 257-259. Täterstrafrecht Dstrk, 1934' S. 125 ff.
- (12) Wolf, a. a. O. S. 38.
- (13) 佐伯前掲、論文111頁參照。
- (14) Wolf, a. a. O. S. 27.
- (15) Wolf, a. a. O. S. 26.
- (16) Bockelmann, a. a. O. S. 103.
- (17) Tattypus und Tätertypus Z. A. K. S. 362.
- (18) Bockelmann, a. a. O. S. 103.
- (19) Mezger Grundriß, S. 72 ff.
- (20) Mittermaier Ueber Wesen und Mass der schuld nach dem shafgesetzbuch-Entwurf 1925.
- (21) Bockelmann, a. a. O. S. 151f.
- (22) Mezger, Strafrecht, 1931. S. 256 ff.

## 四

やや折に触れて、ウォルトの学説の理論的意義、むづかし、人格責任論との関連について述べたのであるが、  
なんやは、改めて、彼の学説の総合的評価を試みるにいたる。そのために若干の視点を異にするにいたるが、よりわ  
たる重要な課題を扱つてゐるが、情操類落の思想であるので、先ず此の問題をとりあむよ。

たしかに、人格責任論は最も困難な課題といふべきもので、人格の概念をいかに把握するかに存するとい  
えるのである。やなわら、心理学上の人格と解すべきか、或くは実証学派の性格の危険性との異同は、これまで決し  
て明確ではないのである。而して、法的意味、むづわけ刑法上における人格概念は、更にかかる実質を具有するか

は、依然として不明瞭のままである。かつてメッガーは、人格の概念を定義して「われわれが個別的行为が行為者の人格と一致するか否かを問う場合に、人格はある人のある期間における外的な経験的刺戟に対する恒常的な反能の仕方を意味する。<sup>①</sup>」としているが、かかる実証科学的な概念が非難の対象としての性格を有するか否かは、極めて問題であるとしなければならない。けだし、行為原則の支配することが刑法の宿命である以上、先ず第一に、構成要件的行為に、かかる人格が常に具体化されることの実証が必要であると同時に、かかる人格が、人格主体の有責的形成に基因することを明確にしなければならないからである。而して前者については「刑法によって明かにせられる犯罪類型は相対性と固定性とを免れないが故に、実生活から経験的に生れてくる犯人類型とは何の交渉もない幻影である。<sup>②</sup>……といえるのであるし、後者については、人格形成自体をとりあげて、その原因を一々検討して行けば「結局、素質と環境に行きあたる」<sup>③</sup>といわざるを得ず、非難性の要素は、容認しがたいのである。

かような現下における人格責任論の主流が有つてゐる理論的難関に対して、ウォルフの提言は、先ず、犯罪論の中心は、常に行為者の内的傾向に存すべきこと、その場合に、重要なことは、行為者の法的情操の頽落にあるとしたのである。此のことは、行為者人格の本質を明確にし、その法理学的根拠を背景にして展開せられてゐるが故に、重要な発展の契機を含んでいたと云わなければならない。

ところで、ボッケルマンは、ウォルフの情操頽落の観念は、やがて到達するであろう解決の方向を暗示するものだとしながら、彼は、情操頽落の思想は、頽落に至る形成過程が不明瞭であると批判し、頽落への意思的要素を特にとりあげたのであるが、彼も亦、人格の本質は「善的生活からの内的堕落」という概念に落ち着かざるを得なかつた。<sup>④</sup>ボッケルマンの筆法を逆用するならば、ウォルフの見解こそ、ついに到達すべき思考だと言えるのである。わが不破

博士が「法秩序を尊重しない意識、無意識の心構<sup>(6)</sup>」として人格概念を把握し、又、宮本博士が「規範に対する無関心<sup>(7)</sup>」をもつて責任の本質だとしたのは、まさにウォルフの観念に合致するものなのである。

ところで、ウォルフは、行為類型と行為者類型の観念を使用することによつて犯罪における主観的要素と客観的要素の統合を企図したのであった。その際行為者類型の段階を三乃至四つに分けたのであるが、此れは無用のものである。けだし、行為者の情操頽落は、すでに法秩序乃至法規範との関係によつて把握せられている以上、それは、類型的に質的差別を受くるべきでなく、量的判断に由来するものだからである。更に、彼の設けた類型は、法と道徳の混亂が見られるのであって、法規範の側から行為者を規定する以上、統一的に把握すべきであると思われる。さて、ウォルフによれば、かかる情操頽落は、行為類型を媒介として把握せられるのである。此の思考は、絶対的行為者概念を排除し、常に、行為概念を予定せざるを得ないことを指摘したのであつたから、此の意味に限定して、彼の情操頽落論を承認することにしよう。

次に、その第二は、人格責任論の法理学的根拠をめぐる問題についてである。

ウォルフの学説は、すでに指摘したごとく、総じて行為者の問題を単に刑事学的類型として、刑事政策の対象として把握するのではなく方法論的に新たな反省を加え、それをば法的概念にまでその地位を高めるところとなつたが、その結果、間接的に人格責任論の法理学的根拠を提供することになつた。しかしながら法的文化の形成主体としての法的人格から、行為者の本質を帰納することは、法の規範としての性格を没却したものと解し得るのであって、情操頽落者を刑罰的制裁に付する合理的根拠を明らかにしえないのでないかとの疑問が生ずるのである。ところで、たしかにフッサールがいうように、「法はその妥当性において法的共同体構成員である人間に依存している。法肯定的意思

情操の墮落は法の墮落である」といえるのである。而して、かかる意味において「法にとって重要なことは、外的態度において遵守することではなく、内的傾向自体が法に服従しているか否かである」とするウォルフの提言が合理性を帯びてくるのである。その結果として、法規範は、命令規範の作用として、各刑罰法規において個別的行为の命令禁止をしてくるのであるが、同時に一般的抽象的当為として法規範を遵守する人格態度を要求している、とする思考が生まれ得る。<sup>(5)</sup> かくして、一定の人格態度を当為違反として非難の対象に置くことが可能となる。情操頽落の可罰性の根拠は、まことに此の点に存するのである。かくしてわれわれは、ウォルフの方法論に限定して、彼の企図を承認するに至らしめた。

- ① Mezger, a. a. O. S. 279.
- ② 滝川幸辰博士「刑事責任の諸問題」五五頁。
- ③ 平場教授他著「刑法理論学」一六一頁。
- ④ Bockelmann, a. a. O. S. 103-104.
- ⑤ Bockelmann, a. a. O. S. 158.
- ⑥ 不破博士「刑事責任論」一四頁。
- ⑦ 宮本博士「刑法大綱」四九頁。
- ⑧ Husserl Recht und Welt, S. 143.
- ⑨ 抽稿「ボッケルマンの人格責任論」同志社法学、六四号一三一〇頁。

[1] しかし、ウォルフの学説に対するいかなる評価も、彼の問題意識が、その政治的視点によって制約されてくることに著目しないがぎり正しい分析に到達することは不可能であろう。特に刑法学が国家体制と密接に関連し合って発展してきたことは刑法学史の証明するところである。そこでウォルフの学説が培われた政治的背景、特にナチ政権確立後の彼の学説の変遷に関連して若干考察してみたい。

ウォルフのよつて立つ思想的潮流は、疑いもなく、新カント学派のそれであり、とりわけリッケルトの文化哲学の流れを吸むものであった。ところで新カント学派の法哲学は、政治的には、民主主義的性格を有つていたことは、ラ

ートブルフの法哲学を見れば明かである。<sup>(1)</sup>そして、此のことは、リッケルトについても言いうるところである。<sup>(2)</sup>ウォルフも亦、リッケルトを背景に置くものとして、頭初、此の立場に立脚していたのであった。すなわち彼は、自由主義刑法に対し、激しい反駁を向けつつ、一方構成要件の保障的意義を不十分ながら認め、罪刑法定主義との合致を企図していたのであつた。<sup>(3)</sup>このように、一九三二年に公刊せられた「行為者本質論」においては、漸く強大化されつゝあつたナチ政権、乃至ナチ法思想の影響は、未だ認めがたいのである。かくして彼の行為者本質論は、自由主義刑法学の陣営に属していたとみることも出来るのである。

しかしながら、彼の行為者刑法は、次の点においてナチ刑法への合流の契機を含んでいたのである。すなわちその第一は、法的文化の世界における行為者の本質の把握が、やがて、民族共同体のもとにおける行為者概念の把握へと移行される可能性を含んでいたからであり、その第二は、行為類型が背後に退き、行為者類型が前面に出ることによつて、行為原則が破壊される危険性が、彼の理論のうちに潜んでいたからである。このような理論的性格の故に、ナチ政権が隊伍を整えてくるに従つて、ウォルフはスムーズにナチズムに合流し得たのである。すなわち、行為者類型をば、民族共同体の利益を害する者の類型として把握し、科刑は、民族共同体における価値判断に立脚すべきである、と提唱し、キール学派と相俟つて、熱烈なナチ御用学者となるに至つたのである。<sup>(4)</sup>

けれども、彼の行為者刑法が、ナチ刑法への危険性をはらんでいたとしても、行為類型と行為者類型を必須的関連のもとに把捉したウォルフの頭初の犯罪論は、結果的に罪刑法定主義の維持を可能にするのであり、その意味で彼の学説の政治的性格を知ることができると言えるのではなかろうか。そうとすれば、表見的には自由主義刑法を否定しているとはいえ、その理論的構造自体は、自由主義刑法の原理に通ずるものであるといえよう。

- ① Radbruch Rechphilosophie, 1932.
- ② Rickert Syotern der Philosophie, 1921.
- ③ Wolf, Vom Wesen des Täters, S. 38.
- ④ Wolf, Das künftige Strafensystem und Zumessunggrundsätze Z. St. W., Band 54, 555 ff.

## 五

さて、今まやくオルフの情操類落論の大要を述べ、その論點を詰めたので次のよつた結論に移らん此の小稿を結ぶことに臨む。

われわれにとへて最後の課題として残された問題は、ウォルフの情操類落論が、行為者的人格を責任概念の基礎に置かんとするわれわれの要請に果し、どれだけの意義を有つかといふ点である。

われわれは先に、情操類落の觀念が甚大な意義を秘めてゐることを明らかにした。だがウォルフに於ては、人的違法概念の中で、それが主たる要素になるとして前提から出発し、従つて、責任性の問題は、彼の容認しないものであつた。ところでわれわれは、違法性と責任性の概念上の俊別をその出発点とするのである。すなわち、刑法学の体系は、行為概念を前提とする。刑法における行為概念は、犯罪における最も外延のワクザケをするものである。かかる行為概念の属性として違法性、有責性の評価が付着することとなる。その際、違法性と有責性は有機的に結合するが、両者は同一概念に包摂し得ず、前者は人格態度の現実化としての行為の反社会性をその主体から切り離して一般的、客観的に判断するのに対し、後者は、行為に現実化された行為者的人格態度の反規範性を個別的に評価するものである。かかる体系からは、ウォルフの情操類落の觀念は、責任性の場面でとりあがめられることは当然である。此の意

味から、彼の理論を発展させたのは、ボッケルマンであった。従つて、ウォルフの見解は、今や、人格責任論の地盤を提供したという学説史的意義を認め得るに過ぎないともいえようが、既述の如き観点から、今日の人格責任論者に反省を促すであろうモメントも含んでいたことを看却してはならないのである。